

実質無利子の設備貸与制度の詳細

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員数 20 人以下の製造業・建設業・運輸業の会社・個人 ・ 従業員数 5 人以下の小売業・卸売業・サービス業の会社・個人 ※サービス業のうち、宿泊業及び娯楽業については 20 人以下の会社・個人 ・ 特定の条件を満たす従業員数 50 人以下の会社・個人 	
無利子の要件	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、最近 1 か月の売上高又は売上総利益額（粗利益）が前年同月と比べ 15%以上（個人の場合は 5%）減少しており、かつ、その後 2 か月を含む 3 か月間の売上高又は売上総利益額（粗利益）等が 15%以上（個人の場合は 5%）減少することが見込まれること</p> <p>※創業間もない等、前年と比較が困難な場合は別基準を適用</p>	
対象設備	<p>「経営の革新」又は「創業」に必要な設備</p> <p>※事業継続（BCP）のためのビジネスモデルの転換や新型コロナウイルス感染症収束後を見据えた設備投資で事業活動を維持し、収束後の生産性向上を図る上で必要な設備も支援対象です。</p>	
貸与額	100 万円から 1 億円（税込み）	
貸与料率	0.7%から 2.3%（令和 2 年度）	
	※財務内容等を基に審査を踏まえ 5 段階のいずれかの利率を適用	
無利子の期間	<p>令和 2 年度に「設備貸与制度」を利用される方（申込み後、令和 2 年度中までに貸与決定された設備が対象）</p> <p>➡ 当初 3 年間</p>	<p>平成 27 年度以降、既に「設備貸与制度」を利用されている方</p> <p>➡ 最長で 5 月から令和 2 年度中</p>
貸与期間	3 年～10 年 ※原則、設備の法定耐用年数以内	

本貸与制度の相談・申込み先

公益財団法人神奈川産業振興センター 事業部 資金支援課

電話 045-633-5066